

# 排出事業者が必要な報告など

## (1) 一般廃棄物関係

報告書名	対象事業者	報告期限	提出先
一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書	事業用の建築物のうち、下記の建築物の所有者 ①延床面積が、1,000㎡以上の建築物 ②延床面積が、1,000㎡未満の建築物で、 市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認めるもの	当該年度の 4月30日まで	豊橋市役所 環境政策課

## (2) 産業廃棄物関係

報告書名	対象事業者	報告期限	提出先
産業廃棄物処理計画	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	当該年度の 6月30日まで	豊橋市役所 廃棄物対策課
産業廃棄物処理計画 実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の 6月30日まで	
特別管理産業廃棄物 処理計画	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50t以上の事業場	当該年度の 6月30日まで	
特別管理産業廃棄物 処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の 6月30日まで	
産業廃棄物管理票交付等 状況報告書	産業廃棄物を排出する事業者で、 前年度に産業廃棄物管理票を交付した事業者	当該年度の 6月30日まで	
県外産業廃棄物 搬入届出書	県外に設置する事業場にて生ずる産業廃棄物を 処分するため、自ら又は他人に委託して 県内に搬入しようとする事業者	当該年度の最 初の搬入をしよ うとする日の30 日前まで	
県外産業廃棄物 搬入状況報告書	上記の届出をした事業者	当該年度の 6月30日まで	
産業廃棄物事業場外 保管届出書	建設工事に伴う産業廃棄物及び廃タイヤを 300㎡以上の保管場所を設置する事業者	あらかじめ	
特別管理産業廃棄物 事業場外保管届出書	建設工事に伴い発生した特別管理産業廃棄物を 300㎡以上の保管場所を設置する事業者	あらかじめ	
特定産業廃棄物 保管届出書	建設系産業廃棄物及び廃タイヤを屋外の 100㎡以上の保管場所で保管する事業者	保管を開始しよ うとする日の14 日前まで	
特別管理産業廃棄物 発生事業場設置報告書	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を 設置している事業者	事業場を設置し た日から30日 以内まで	
PCB 廃棄物の保管及び 処分状況等届出書	PCB 廃棄物を保管している事業者	当該年度の 6月30日まで	
PCB 廃棄物の処分終了又は 高濃度 PCB 使用製品 の廃棄終了届出書	保管している PCB 廃棄物の全ての処分を終了した事業者 又は使用している全ての PCB 使用製品の廃棄を終了した 事業者	処分・廃棄を終 了した日から20 日以内まで	